

第2節

防衛生産・技術基盤と装備品等の取得について

防衛力が十分に機能を発揮するためには、前節で述べた組織と「人的基盤」だけでなく、各種装備品とこれを支える防衛生産・技術基盤などの「物的基盤」をはじめ、効率的な防衛力整備に密接に関連する装備品などの取得を

めぐる枠組の不断の見直しが重要である。

本節では、こうした「物的基盤」の充実・強化にかかわる取組などについて説明する。

1 防衛生産・技術基盤について

1 わが国の防衛生産・技術基盤の特徴と現状

防衛生産・技術基盤は、最大の能力を発揮できる装備品の取得、取得した装備品の第一線部隊に対する安定的・機動的・効率的な供給、それらの能力の維持といった点において安全保障上重要な役割を担っている。

たとえば、国内に防衛生産・技術基盤を保持することで、わが国を取り巻く安全保障環境や国土の特性、政策などに適合した運用構想および要求性能を有する装備品などの取得が可能となるほか、装備品を短期間で効果的・効率的に取得、維持、補給できるなど、安全保障の主体性を確保し、潜在的な防衛力としての抑止効果を発揮することが可能となる。また、こうした基盤は、海外から装備品を調達する場合に、相手国との交渉力を確保し、わが国に有利な条件で装備品を取得できる点といった意義も有している。さらに、装備品の開発・製造で培った技術が他産業への波及効果をもたらすことで、わが国の国力の一部として経済力、技術力を支えているという側面も有している。

欧米諸国を中心とした各国では、最新の装備品を一国で開発、生産するのではなく、多国間でリスクやコストを分担して、より優れた装備品を開発、生産する国際共同開発・生産が進展しているが、わが国の装備品市場は国内防衛需要に限定されているため、大量生産によって得られる利益、すなわちスケールメリットが働きにくいことなどの理由により、類似の海外の装備品と比較すると取得単価が高くなる場合がある。こうした特性と厳し

い財政事情などにより、主要装備品の調達数量は減少傾向にあるため、この傾向がさらなる取得単価の上昇をもたらし、調達数量のさらなる減少を招く悪循環が懸念されている。

また、艦船、戦車、誘導弾などをはじめとした主要装備品については、一般的に初期投資が大きく、高度の技術能力が要求されることや、技術者の育成にも長い時間が必要とされることなどから、装備品を開発・生産できる企業が、国内で1社ないし数社に限られるため、一企業の撤退が装備品の取得や維持に直ちに支障を及ぼすおそれがあり、実際に、部品の製造を行う下請け企業が防衛事業から撤退する事例もみられ、装備品の開発、製造に必要な特殊で専門的な技能を維持することがこれまで以上に困難となりつつある分野もある。

参照 資料81 (P533)

2 防衛生産・技術基盤の維持・育成

(1) わが国の防衛生産・技術基盤の維持・育成に係る方向性と取組

ア 防衛生産・技術基盤の維持・育成に係る方向性
前述のような防衛生産・技術基盤を取り巻く環境のもと、10(平成22)年6月に出された防衛省改革に関する防衛大臣指示では、「契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、それにとどまらず装備品の維持・整備分野における改革や、防衛産業・技術基盤の確保なども含め、総合的に検討」することとされた。また、同年8月に「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇

談会」から内閣総理大臣に提出された報告書においても、わが国の防衛力を維持・発展させる上で欠かすことのできない防衛生産・技術基盤の健全な維持を図るための方策を検討していくことが必要である旨言及されている。

防衛省としては、これらの課題の重要性に鑑み、「総合取得改革プロジェクトチーム」の長を防衛大臣政務官から防衛副大臣に格上げするなど検討体制を強化し、10(同22)年9月に、これまでの検討結果をとりまとめ、防衛大臣を長とする「総合取得改革推進委員会」に報告し、報告書「取得改革の今後の方向性」をとりまとめた。

この報告書では、防衛生産・技術基盤に関し、

- ①防衛生産・技術基盤がわが国の防衛を支える重要な役割を果たしていることを改めて認識する必要があること
- ②昨今の厳しい財政事情から、国内にすべての防衛生産・技術基盤を保持することはきわめて困難なため、安全保障上の重要性や国内産業の競争力強化の観点から、国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤を特定し、その分野の維持・育成に力を傾注させる必要があること(「選択と集中」)

などの方向性が示された。

また、新防衛大綱および新中期防においては、防衛産業・技術基盤の維持・育成について、安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛産業・技術基盤に関する戦略を策定することとされた。

イ 防衛生産・技術基盤の維持・育成に向けた取組

このような状況のもと、防衛省では、10(同22)年11月に、「防衛生産・技術基盤研究会」を設置し、防衛省のみならず、学識経験者や防衛事業関係団体の参画を得て、防衛生産・技術基盤の現状調査・分析および防衛生産・技術基盤に関する戦略のあり方について検討を開始した。

防衛生産・技術基盤研究会は、11(同23)年7月6日には、新防衛大綱、新中期防で策定することとなっている防衛生産・技術基盤戦略(以下「戦略」)の方向性について防衛省に対し提言を行うことを目的に、「防衛生産・技術基盤研究会中間報告」¹(以下「本報告」)を提出した。

本報告においては、昨今の厳しい財政事情により防衛関係費の増加が見込めない中、装備品の高性能化に伴う取得単価の上昇と調達数量の減少が生み出す悪循環が進展し、防衛産業が汎用性のない防衛装備品関連研究部門や製造部門を維持する困難性が增大していることなどを踏まえ、わが国における防衛生産・技術基盤を将来にわたり健全に維持・育成していくための戦略の必要性が示された。その上で、今後当該研究会において戦略の方向性を検討していく際の議論の「たたき台」となる重要な論点として、以下が挙げられた。

①戦略策定に向けた基本的な方向性

わが国の防衛に必要な装備品の開発・生産は基本的に国産が望ましいが、戦略の方向性に係る議論は、下記の考え方をもとに進めるものとする。

- ・新大綱、新中期防で示された動的防衛力の考え方などを前提に「選択と集中」の判断基準を設定する。
- ・判断基準を用いて重要分野を選定し、わが国の技術レベルなどを勘案しつつ、わが国で維持・育成すべき重点投資分野を決定し、国内開発・国産を追求する。
- ・重要分野に選定された対象であり、かつ同盟国や友好国との相互運用性が必要なもの、先端技術の取得可能性のあるものなどは、国際共同開発・生産も追求する。なお、国際共同開発・生産は、参加国の技術力や意向が事業に影響するため、自国の要求性能が満たされなかったり、開発費が予想外に増加するケースが生じうる可能性もあるとはいえ、先端装備品の分野においては、同盟国・友好国が保有する高い技術を活用しながら、開発・生産コストを抑制するための手法として、海外では活用されている。
- ・重要分野に選定された対象であるが、国内に十分な技術がないといった理由により国産ができない装備品は一時的な措置として輸入により調達を行う。
- ・上記に該当しない対象については、広く市場から価格と性能を踏まえて調達することとなるが、輸入や競争による調達となったものについては、国内から基盤が喪失した場合の影響もあわせて考慮する必要がある。

¹ 「防衛生産・技術基盤研究会」の概要は、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/gaiyo.html>>を参照

②産業組織の考え方について

厳しい財政事情や将来の国産共同開発・生産への参加を念頭に、防衛生産・技術基盤の維持・育成を実現するためには、わが国の防衛産業構造や特性の下で最大の効果を得るための産業組織体制はどのようなものかを考えることも重要である。

例えば、防衛産業の集約・再編については、国際共同開発・生産に備えた企業競争力の強化と、結果としての防衛生産・技術基盤の一層の強化に繋がると考えられる反面、わが国の防衛産業においては経営上のメリットが少ないため、そもそも集約・再編が進んでいないという意見がある。よって、産業組織については、国際競争力やサプライチェーンの強化のための政府の支援策などの検討も含め、引き続き議論が必要である。

③戦略を実施するために必要な施策の実施

防衛生産・技術基盤を維持・育成するためには、戦略において防衛省のあり方を可能な限り明確に示すとともに、国と産業界がWin-Winの関係になる調達制度や維持・整備の在り方の見直しを行うことも必要である。また、わが国の平和国家としての基本理念を損なうことがないように留意しながらも、国際共同開発・生産への参加やライセンス供与国の要請に応じたライセンス生産品の輸出などを行うための武器輸出三原則等の見直しや、国際競争力を付与するための規制緩和等、必要な施策を関係省庁と協力しながら実施していく必要がある。

(2) 戦闘機等の生産・技術基盤の維持・育成

自衛隊の主力装備品の一つである戦闘機については、F-2戦闘機の生産が平成23年度の納入をもって終了し、これ以降は、わが国において戦闘機を生産しない空白の期間が生ずる見込みである。それがわが国の戦闘機の生産技術基盤にいかなる影響を与えるのかについて、有識者を含め官民で整理することを目的に、「戦闘機の生産技術基盤の在り方に関する懇談会」を09(同21)年6月に設置し、7回の会議を経て同年12月に中間とりまとめを



防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会

公表した²。その概要は次のとおりである。

I 戦闘機の生産技術基盤の現状と役割

わが国では、これまでの継続的な戦闘機の生産、研究開発、戦闘機を運用するために必要な整備や修理により、国内の生産・技術基盤が維持向上されてきており、このような基盤によって、戦闘機を運用する際に必要不可欠である「高い可動率の維持」、「わが国の運用に適した能力向上等」、「安全性の確保」という三つの要素を確保してきた。

II 生産中断による影響

戦闘機の生産中断は、主として生産工程で培われた技能を適用する機会の喪失、研究開発や戦闘機の整備や修理で培われた技術者の減少、戦闘機にかかわる調達数量減少などによる下請企業の撤退などを招く。この結果、戦闘機の整備・修理などの運用支援能力の低下や、将来の戦闘機に関する研究開発に必要な技術水準の維持向上が困難になるといった影響が懸念される。

III 戦闘機の生産技術基盤の将来に向けて

わが国の防衛力を発揮する上で重要な要素である戦闘機の生産中断がその運用や将来の研究開発に与える影響を踏まえれば、戦闘機の生産技術基盤の維持・育成はきわめて重要な課題である。防衛省としては、現在実施している戦闘機関連事業を着実に推進するとともに、将来、

2 「戦闘機の生産技術基盤の在り方に関する懇談会」中間とりまとめは、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/sentouki/houkoku/houkoku.html>>を参照

戦闘機の開発を選択肢として考慮することができるように調達、研究開発を進めていく必要がある。このような基本的考え方にに基づき、今後取り組むべき課題として次の3点がある。

- ①「高い可動率の維持」、「わが国の運用に適した能力向上等」、「安全性の確保」という三つの要素に不可欠な基盤は国内に維持するという観点から、今後、戦闘機の運用上国内に維持しなければならない基盤を精査する。
- ②将来の戦闘機に関する研究開発について、シーズ・ニーズおよびわが国における生産・技術基盤の状況などを踏まえつつ、中長期的視点に立ったビジョンを策定する。
- ③戦闘機の生産技術基盤の一部には、その他の航空機の開発・生産により維持されるものもあることを踏まえ、航空機全体に共通した基盤の維持・活性化につながるものとして、自衛隊機の開発時に培われた技術の民間転用などの施策を検討・推進する。

上記②については、10（同22）年8月、F-2戦闘機後継の取得を検討する所要の時期に開発を選択肢として考慮できるよう、将来戦闘機のコネクトと必要な検討事項などについて、「将来の戦闘機に関する研究開発ビジョン」として整理し、公表した。また、防衛航空機産業との間で進むべき方向性についての認識を共有することが重要であることから、「将来戦闘機官民合同研究会」を立ち上げ、我が国の防衛航空機産業との間で定期的に意見交換を行っているところである。

上記③に関連して、防衛生産・技術基盤の維持・強化だけでなく、自衛隊機などの調達価格の低減も期待できる防衛省開発航空機の民間転用についても、関係省庁とも連携・協力した検討を進めており、10（同22）年4月

には、外部有識者を含めた「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会」を設置し、5回の会議と意見公募手続（パブリック・コメント）を経て、同年8月に民間転用の具体的な制度設計に向けて、民間転用を実施する企業による国への利用料の支払のあり方や防衛省が保有する技術資料の開示・使用などに関する指針をとりまとめた³。その後、11（同23）年に民間転用を希望する企業の申請への受け皿となる制度を防衛省内に設計するなど、防衛省として民間転用の実施に向けて取り組んでいる。

（3）北澤防衛大臣と防衛関連企業の意見交換会の開催

昨今の取得改革や防衛生産・技術基盤をめぐる問題意識を踏まえ、10（同22）年1月、官民の情報共有や政策対話を通じ、防衛生産・技術基盤の活性化の礎とするため、防衛関連企業の経営責任者などと直接意見交換を行った。さらに同年11月から12月には、同関連企業を陸上装備・弾火薬分野、艦船・誘導武器分野、航空機・通信電子分野の3分野に区分し、分野ごとの防衛生産部門の現状などについて再度意見交換を行った。



意見交換会の様子

3 「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会」のとりまとめについては、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/kaihatsukokuki/houkoku/houkoku.html>>を参照

COLUMN

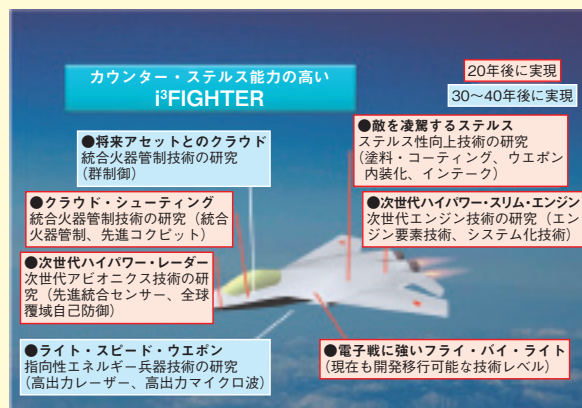
将来戦闘機研究開発ビジョン - わが国が目指す国産戦闘機とは -

戦闘機のような高度かつ特殊な技術が集積した装備品の開発は一朝一夕に行えるものではなく、中長期的視点に立った戦略的検討を実施することが求められる。このため防衛省では、F-2戦闘機後継の取得を検討する所要の時期に国産開発を選択肢として考慮できるよう、戦闘機にかかる技術動向やこれにともなう戦闘様相の変化、わが国周辺の戦略環境などを踏まえ、将来戦闘機のコンセプトとそれを実現するために必要な研究事項について整理し、10（平成22）年8月、「将来の戦闘機に関する研究開発ビジョン」（将来戦闘機ビジョン）として公表した。

将来戦闘機ビジョンの検討に当たり、わが国周辺においては、わが国が保有するF-15やF-2と同等の能力を有する第4世代戦闘機が着実に増加するとともに、ステルス性および高運動性、高度なアビオニクスなどを備えた第5世代戦闘機の開発、配備が進むという状況を将来の戦略環境とした。さらに、このような戦略環境に適切に対応するためにわが国が保有すべき戦闘機として、第5世代よりも進んだ世代の戦闘機を念頭に、わが国の優れた情報処理技術、素材技術、半導体

技術などを駆使し、「情報優越」、「知能化」及び「瞬間撃破力」をキーワードとする新たな戦い方を可能とする、カウンター・ステルス能力の高い戦闘機を将来戦闘機のコンセプトとして示した。

今後は、将来戦闘機ビジョンを踏まえ、官民それぞれが有する情報や知見を持ち寄って意見交換を行うことを目的として同年10月に設置した将来戦闘機官民合同研究会も活用し、戦闘機の研究開発に対する戦略的投資、さらには効率のかつ効果的な調達の実現にもつなげていきたいと考えている。



COLUMN

「運ぶ」を支える ～「自衛隊」を支える～

いすゞ自動車株式会社 営業本部 官公庁担当部長 うちだ かずあき 内田 一秋 氏

弊社は、創業時から防衛向け車両などの生産事業に携わっており、73（昭和48）年に生産を開始した現行モデルの自衛隊用大型トラックについては、04（平成16）年には累計2万台の納入を達成しました。

自衛隊用車両については、民間向け車両を遙かに凌ぐ悪路走破性能などが要求されており、我々防衛事業に従事する者は、この要求性能を満たすための開発・生産を行うとともに、自衛隊の活動を支えるための維持・整備に取り組んでまいりました。

11（同23）年3月に発生した東日本大震災においては、3000両を超える弊社の大型トラックなどが、現地でその任務に使用されたと伺いました。実際に、自衛隊の様々な活動において、弊社の大型トラックなどが用いられているところを目の当たりにし、自衛隊の活動をしっかりと支えていることを誇らしく思うとともに、弊社も国民の生命、財産を守るという国防の一翼を担っているのだという「やりがい」と「責任感」を改めて感じているところです。

弊社の社是は「【運ぶ】を支える」です。社内売上げシェアの1%に満たない防衛事業ですが、その理念と

弊社の経営者の判断により、災害救助などに使用されている車両が故障した際に必要な交換部品の確保や臨時の整備に対処できる体制をとるなど、緊急車両の稼働を最優先して支援し、各役員や幹部も一丸となって自衛隊の任務を支えるよう取り組んでおります。

今後は関連企業の被災や使用電力の制限など、これまで以上に厳しい事業体制も予想されると思いますが、社長以下、防衛事業に従事する社員達とともに、より一層自衛隊の任務を支えるための努力を行っていきたいと考えています。



2 装備品などの取得について

1 装備品などの取得にかかる問題意識

防衛上の所要に対応した装備品などを適切かつ効率的に取得することは、わが国の防衛力整備にとってきわめて重要である。また、前述のとおり装備品などにかかる真に必要な生産・技術基盤を国内に平素から保持しておくことは、安全保障の主体性を確保する上でも、独立国家として必要不可欠である。防衛省では、これまでこうした問題意識のもと、特に装備品などの調達・補給の効率化・合理化、取得にかかわる公正性・透明性の向上といった観点から装備品などの取得に関する必要な施策の検討・実施に取り組んできた。

この背景には、厳しい財政事情や装備品などの高性能化にともなう高価格化といった取得をめぐる昨今の環境の変化により、これまで以上に調達コストに配慮して装備品などを取得していくことがますます重要となっていることや、行政刷新会議での議論に象徴されるように、税金の使途について国民に対する十分な説明責任を果たす上で、調達の適正性を高めていく必要があることなどの事情がある。そのため、装備品などの取得の公正性・透明性を確保しつつ、調達に伴うリスクやコストを抑制し、優れた装備品などを取得できる有効な施策を講じていくための取得改革を引き続き推進していくことが必要である。

また、近年、抑制傾向にある防衛関係費などに起因して、わが国の防衛生産・技術基盤が厳しい状況に直面しており、事業性の確保が困難となっている国内防衛関連企業がある。今後、こうした企業が防衛事業から撤退ないし倒産した場合、わが国の防衛力整備に深刻な影響をもたらすことも想定されるため、今後の取得改革の推進に際しては、防衛生産・技術基盤の重要性にも十分配慮することが求められている。

2 装備品等の取得にかかる取組

(1) 改革の経緯とこれまでの取組

防衛省は、1で述べた問題意識に基づき、装備品などの調達・補給・ライフサイクルコスト¹ (LCC) 管理を通じた装備品などの調達・補給の効率化・合理化、調達の透明性・公正性の向上、さらにわが国にとって真に必要な防衛生産・技術基盤の維持・育成を図るため、開発、構想段階から運用、廃棄の段階まで見すえた装備品の取得の効率化を行いつつ、調達制度や維持・整備のあり方の見直しを含めた「総合取得改革」に取り組んでいくため、03 (平成15) 年9月、既存の取得改革に関する枠組を発展的に解消し、防衛庁長官 (当時) を委員長とする「総合取得改革推進委員会」を設置した。

省移行を果たした07 (同19) 年、軍事科学技術の動向、統合運用の進展や部隊のニーズに的確に対応した装備品などを効果的かつ効率的に取得する必要性から、「総合取得改革」を加速すべく、大臣指示による「総合取得改革推進プロジェクトチーム」が設置され、次に示す項目について検討を行った。

ア ライフサイクルコスト管理の強化

主要装備品は、調達された後も、長期にわたり運用されることから、装備品の構想、開発、量産、運用 (維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクルを通じた効率的・合理的な管理を進めていくことがきわめて重要である。装備品のライフサイクルを通じたコストを適切に管理することは、開発や量産への着手といった結節点における費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、効果的かつ効率的な装備品などの取得に寄与するものである。

防衛省では、08 (同20) 年3月からLCC管理の試行を開始しており、装備品の分類ごとに統一的な算定基準

¹ 装備品の構想、開発、量産、運用 (維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクル全体に要するコスト

を定め、試行対象主要装備品²のLCCの見積結果を年次報告書としてとりまとめ、同年8月と09(同21)年8月に防衛大臣に報告するとともに、公表した。

10(同22)年4月からは、それまでの試行作業の成果を踏まえ、管理対象を拡大してコスト算定作業、コスト管理を実施するとともに、機種選定・取得形態のコスト比較、性能とコストのトレード・オフ・スタディ、コスト抑制の施策の検討などを目指したLCC管理の活用を推進している。

イ インセンティブ契約制度の拡充

防衛省が契約のために行う予定価格の算定のための契約別の資料が十分に得られないなどの場合に、契約の履行に基づく実績額の監査を行った後に、支払代金を確定する契約方法をとることが多い。この場合、企業の契約履行過程における効率化努力によりコストダウンを達成しても、当初契約額からコストダウン分を減額して契約変更を行うため、コストダウンの成果が企業側に還元されず、さらに、次回契約以後の契約額、利益額の減少につながることから、企業側にコストダウンに取り組む意欲が生じにくく、かつ費用超過となっても契約額は増額されないことから企業の不満も多い。

インセンティブ契約制度は、受注する民間企業の努力により生じたコストダウン分を、防衛省側と企業側で適正な割合でシェアすることによって、企業に対して、利益の増加を動機づけとして積極的なコストダウン活動を促し、装備品の調達価格低減を図ろうとするものである。企業のコストダウン活動は、生産性の向上、低コスト体質の強化・促進にも資するものであり、ひいては防衛生産・技術基盤の強化にもつながるものと考えられる。ちなみに欧米諸国では、発生コストを補償した上でコストダウンなどが実現した場合に利益を追加的に付与するコスト補償型契約や、企業の自助努力を期待する確定契約を活用している。

防衛省では、99(同11)年に減価提案制度を導入し、

02(同14)年に制度を拡充してインセンティブ契約制度として改正し運用してきた。しかし、08(同20)年までの9年間で2件の適用にとどまり、調達価格の低減が達成されたとは言いがたい状況であった。このため、インセンティブ契約制度を全般的に見直し、その対象を企業のコストダウン活動全般に拡大し、企業提案に対して審査手続の面から改善を図るなど、実効性を高めるための新たな制度を施行し、11(同23)年1月までに2件を採用している。

ウ コスト抑制のための努力

装備品の研究開発、調達、維持管理にかかる経費の抑制のために、複数年度に分けて調達する予定の装備品などの単年度での短期集中調達、二以上の自衛隊の装備品などの一括調達、開発に際しての仕様の一部共用化・共通化、民生品の活用の促進、民間委託、維持・整備コストの効率化などといった手法の活用に努めている。平成19年度から、こうした取組の実績をまとめ、平成18年度と比較した削減実績をとりまとめて公表している。平成19年度以降のコスト縮減状況は図表III-4-2-1のとおりである。

図表Ⅲ-4-2-1 コスト縮減状況

年度	コスト縮減額 (注1)	コスト縮減率 (注2)
平成19年度	約1,700億円	約8.8%
平成20年度	約1,600億円	約8.3%
平成21年度	約2,800億円	約13.9%
平成22年度(暫定値)	約1,500億円	約7.9%
平成23年度(暫定値)	約1,210億円	約6.7%

(注1) コスト縮減額＝当初所要(効率化施策を行う前の理論値)－実際の積算額

(注2) コスト縮減率＝コスト縮減額÷(装備品関連経費＋コスト縮減額)

² 試行対象装備品に、平成20年度から戦闘機F-2、固定翼哨戒機P-1を、平成21年度から10式戦車、平成20年度掃海艇(MSC)、次期輸送機を試行対象に加えた。

エ 公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかわる公正性・透明性の向上を目指し、契約の適正化のための措置やチェック機能の強化などといった観点から、これまでさまざまな施策を講じてきた。

昨今では、政府全体の公共調達適正化の一環として、防衛省においても、総合評価落札方式³の導入拡大、複数年度契約の拡大、入札手続の効率化、随意契約の見直しなどに取り組んでいる。こうした施策とあわせて、06(同18)年7月、装備品の調達を行っている装備本部⁴(当時)監査担当本部長を、内部部局には監査課を設置し、チェック機能の強化に努めている。

また、08(同20)年には、(株)山田洋行による海外製造企業の見積書を改ざんして防衛省に過大請求した事案などを踏まえ、一般輸入調達問題への対応として、以下のような措置を講じた。

- ①一般輸入調達の際に特約条項を新設し、見積書などを海外製造企業に直接照会することや、過大請求に対する違約金を従来の2倍に増額
- ②商社の経理会計システムなどを調査する輸入調達調査の導入
- ③現地価格調査の機能の強化のため、装備施設本部に在籍する在米輸入調達専門官を3名から10名に増員

さらに、平成20年度防衛監察において、航空自衛隊第1補給処によるオフィス家具などの事務用品の調達において不自然な入札状況が判明したことから、防衛省は、09(同21)年5月、談合情報対応マニュアルに基づいて公正取引委員会に通知した。同年6月、公正取引委員会によって、事業者および航空自衛隊へ立ち入り調査が行われ、その結果、10(同22)年3月、関係事業者に対して独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が発出されたほか、防衛大臣に対しては改善措置要求などが行われた。

こうした事態を受けて防衛省では、「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員



「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」

会」を設置し、事案の調査および必要な措置の検討を行った。

計8回におよぶ委員会の開催、さらには第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品の調達状況などを詳細に調査した結果、同年12月、関係者計50名について懲戒処分などを実施するとともに、同様の事象の再発防止を図るべく、次に示す改善措置をとることとした。

- ①談合関連企業への再就職の自粛および再就職済みの防衛省・自衛隊OBによる防衛省・自衛隊への営業行為の自粛
- ②調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止
- ③航空自衛隊の補給・整備組織の見直し
- ④オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化
- ⑤仕様書の作成要領の見直し
- ⑥契約実績等を適切に反映した概算要求
- ⑦予算執行のチェック機能の強化
- ⑧入札談合関与行為等防止法令等の遵守に関する教育の徹底
- ⑨調達等関係職員の補職管理
- ⑩公益通報制度の周知徹底
- ⑪防衛調達審議会および会計監査・業務監査の充実などによるチェック機能の強化

³ 技術的要素などの評価を行うことが重要であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

⁴ 装備本部は、07(平成19)年9月に装備施設本部に改編された。

オ その他

防衛省では、装備施設本部において主に艦艇、航空機、武器、車両などの主要な装備品や各部隊で共通的に使用するものを調達（以下、中央調達）し、各自衛隊やその他の機関において主に部隊などの任務遂行に密着したものを中心に調達（以下、地方調達）している。

中央調達と地方調達は、その性格から取り扱う品目や手続に相違があるが、その見直しの一環として、調達手続の透明性の一層の向上のため、08（同20）年7月から、地方調達の高額な随意契約（中央調達と同じ基準である1.5億円以上）を大臣承認事項とした。

また、中央・地方調達データを一元的に管理するために、平成22年度末からクラウドコンピューティングを活用し、まとめ買いの検討など様々な用途に利用することとした。

(2) 改革推進へのさらなる努力

10（同22）年6月に出された防衛省改革に関する防衛大臣指示や、「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告書においても、先進技術を活かした装備について、コストを抑制しながら取得し、維持整備していくため、取得改革の必要性について言及している。

そして、10（同22）年9月、「総合取得改革推進プロジェクトチーム」の検討結果について、「総合取得改革推進委員会」にて、装備品取得の効率化に関して以下のとおりまとめた。

ア 装備品の構想段階からメンテナンス、教育訓練、能力向上なども見すえた装備品取得を検討するために、関係部署を集結し構成する「統合プロジェクトチーム」(IPT)方式⁵による取得手法の拡大・推進が必要である。また、将来的には企業も参画した長期的な官民パートナーシップの構築が必要である。

イ 装備品の運用にかかるコストを含めた費用対効果の最大化のため、装備品のライフサイクルコストを的確

に把握する管理体制の充実が必要である。

ウ 可動率や安全性といった装備品のパフォーマンスの達成に対して対価を支払う（PBL）の導入可能性を検討し、必要なメンテナンスを最小のコストで実施する体制の確立が必要である。

エ 調達過程における人的・時間的コストなどの効率化を図れるような調達手法の改善（一例として、数年にわたって調達する数量を1年まとめて調達する方式）が必要である。

また、現在「総合取得改革推進プロジェクトチーム」の検討については、新防衛大綱および新中期防を受けて行っている防衛力の実効性向上のための構造改革の検討の枠組と連携しつつ、相互に関連する施策も含めて検討を行っている。

3 装備品などの調達にかかる契約に関する制度の検討

装備品などの調達を巡る環境が一段と厳しさを増している状況に対応するため、防衛省では、新たな発想も取り入れ、更に強力で取得改革を推進していく必要性が高まってきている。

このような問題意識のもと、防衛省と企業との間の契約の制度的側面や、装備品などの調達にかかる各種制度について、会計、流通・マーケティング、企業法務、公共調達など幅広い観点から、部外有識者が参画し、新たな施策を打ち出して行くことができるよう、99（同11）年に設置された「原価計算研究会」を10（同22）年に発展的に解消し「契約制度研究会」⁶を設置した。

本研究会では、装備品調達に関連する契約について、国側から見た調達コストの抑制にとどまらず、短期的・中長期的視点も踏まえ、企業が防衛事業に取り組むメリットの向上や、効率化の努力を行った者が報われる「Win-Win」の関係の構築などに留意しながら、さまざまな課題について計5回の会合にて検討を実施し、10

5 一例として、航空自衛隊の次期戦闘機（F-X）については、現在、諸外国の最新型戦闘機に関する情報収集を行いつつ、要求する性能などについて多角的な検討を行っているが、機種を選定にあたっては、防衛省内の複数の関係部局が関与することから、それぞれの関係者を集めてIPTを設置し、「提案要求書」（RFP）、「評価基準書」などの作成作業や選定の評価作業など、機種選定に関する作業全般に関与している。そのほか、陸自の新多用途ヘリコプター、海自の護衛艦を対象としたIPTを設置し、組織横断的な検討を行っている。

6 「契約制度研究会」の概要については、<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/keiyaku__seido/gaiyo.html>参照

(同22)年8月、その成果を盛り込んだ第1回報告書(「防衛装備品に関する契約制度の改善方策について」)をとりまとめた。

本報告書では、調達コストの抑制および防衛大臣主導のもと、10(同22)年1月に実施した防衛大臣と防衛関連企業との意見交換会の結果などを踏まえ、次の項目に関する改善策を提言した。

(1) 「超過利益返納条項」の改善

「超過利益返納条項」とは、契約当初見積もることができなかった超過利益を、契約履行後に国が確認した場合、企業が国にその超過利益を返すことを約束させる契約条項である。これは、予定価格を算出する際、発生する原価の内容について予測が困難な部分が多い場合に適用されており、市場性の乏しい防衛装備品の調達に特徴的な契約条項である。

この条項は、国にとっては契約相手方に対する超過利益の防止だけではなく、契約履行後の監査によりコスト情報が収集できるなどのメリットがあり、企業にも、原価を国から容認されることになるため、将来の同種契約の価格の基礎となるなどのメリットもある。

一方、本条項を付した契約については、企業努力によるコスト低減も、使用する材料の市況の影響などの変動要素によるコスト低減も、結果として超過利益が発生した場合には返金の対象となるため、企業のコストダウン・インセンティブが働きにくい。さらに、公共調達の適正化により、従来随意契約としてきた調達品について競争性のある契約に移行した結果、一部複数の入札希望者のある契約案件も見受けられるようになり、こうした複数入札案件に対して超過利益返納条項を付すことが必要か否かという問題がある。

したがって、契約制度研究会は報告書にて、実質的な競争性が確保されている競争契約の場合には、本条項を付さない方向で所要の見直しを行うべきであり、また中長期的には防衛省における装備品の価格算定について、コスト確認手法の簡素化、価格情報に関するデータベ-

ス化の推進、およびコスト管理能力の向上など、その手法を抜本的に見直すべきであると提言した。

(2) コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度への改善

防衛省は、企業のコストダウン・インセンティブを引き出すため、これまでもインセンティブ契約制度の導入をはじめ、さまざまな取組を行ってきた。しかしながら、このインセンティブ契約は、99(同11)年の導入以降、わずか4件の採用にとどまっており、必ずしも成果を上げているとは言えない状況である。さらに公共調達の適正化にともない供給者が事実上1者と考えられる装備品の調達にも、公募など競争性を持った手続を毎回行うこととされているが、平成18年度に公募制度を導入して以来、結果的にはその多くが1者応募であり、手続きが事実上形骸化している感がある。したがって、本研究会は報告書にて、短期的には現行のインセンティブ契約制度の条件を緩和するとともに、「作業効率化促進制度」⁷を改善すること、中長期的には公募制度を見直し、供給者が1者であることが事実上明白なものについては、公募手続を経ずに随意契約ができるようにするとともに、集中調達の拡大を検討することなどを提言した。

(3) 今後の予定

本研究会の提言を受け、防衛省としてはそれらの施策化について検討する。

一方、本研究会では、今後報告書に示した提言に対するフォローアップを逐一行うとともに、PBL導入に向け、主として契約面からの検討を行っていく。また、本研究会での検討を効果的に推進するため、本研究会の検討事項と関係する事項を取り扱う、他省庁に設置された審議会などとも有機的なネットワークを築く必要がある。これは、本研究会での検討に際しては、たとえば超過利益返納条項など、本研究会で取り上げた検討事項そのものにとどまるものではなく、会計・予算制度、組織・体制、人材育成などの関係する業務プロセスの多岐にわたる課題が様々な形で関係してくるからである。このこ

⁷ 契約相手方の作業の実施効率を向上させるよう、防衛省がコンサルタント会社も活用して、作業の実態調査・分析を行い、作業効率化のための余地を官民共同で探求する制度

とを認識した上で、本研究会での課題解決のための検討を進める必要がある。

続いて、11（同23）年4月、第2回中間報告を次のとおりとりまとめ、公表した。

(1) PFI推進法⁸などを積極的に活用し、複数年度契約と更なる調達コストの低減

ア PFI推進法や、公共サービス改革法⁹などを積極的に活用し、投資額の平準化による予算の計画的取得および執行、複数年度契約に基づく受注者側のリスク軽減、新規参入の促進などにより、装備品調達コストの低減を図るべきである。

イ 次期Xバンド通信衛星の設計寿命が15年程度であるため、上記アを踏まえ、現在審議中のPFI推進法の改正案を積極的に活用し、コストを低減すべきである。

(2) PBL契約

PBL契約については、効果を享受し、コストダウンを実現するための初期投資を行うための安定的な事業環境を整備する必要がある。このため、最長10年間の長期契約が可能な公共サービス改革法の活用を検討すべきである。また、PBL契約は、パフォーマンスの達成に応じて対価を支払う契約方式であるため、確定契約のための予定価格の算定方式などに関し、新たな検討を行うべきである。

(3) 今後の予定

本提言を受け、防衛省としてはそれらの施策化について検討する。

今後、本研究会は、事業継続リスク等に対応した契約条項などの課題について検討していく。

3 技術研究本部での研究開発

技術研究本部では、部隊運用上の要求をこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を行うため、新たな研究開発手法を取り入れている¹。平成21年度から「運用実証型研究」として、部隊と各隊員間のネットワークによる情報共有を可能とする隊員の個人装備の研究試作を行っている。このシステム技術の研究にあたり、操作性の向上や軽量化などに関する使用者の意見を反映するため、部隊の協力やC4ISR部隊実験²の活用により実運用を想定した各種評価データを取得することとしている。

また、統合運用の観点から、戦力のネットワーク化による組織戦闘の実現を図るため、戦闘機搭載用の高機能デジタルデータリンクシステムの開発を行っている。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点からは、構想・研究および開

発段階において、性能・コストなどの面での複数の提案の比較・分析を徹底するとともに、将来の装備品などの機能性能コストを比較分析するためのツールとして、艦艇初期検討評価技術、シミュレーション統合システムなど「モデリング・アンド・シミュレーション」の研究を実施している。さらに、装備品の量産単価の上昇を招かないように、開発時から技術研究本部と装備施設本部が、コストの見積もりについて連携を図る仕組みを、ライフサイクル管理の一部として実施している。

防衛省は、近年の民生技術の急速な革新を踏まえ、技術研究本部に国内外の先進技術情報を幅広く調査する技術分析専門官を設け、将来の装備品の研究開発に活用できる情報の収集体制を整備するとともに、国内諸機関との技術交流として、宇宙航空研究開発機構、情報処理推進機構、海上技術安全研究所などとの間で技術情報の交

²-8 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

⁹ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

³-1 ①装備品の原型の試作などを行い、それを運用者と見込まれる各自衛隊の評価に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入、②開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最新の軍事科学技術を取り入れたりすることを可能とする「進化的開発」の導入

² 「情報の優越に基づく新たな戦い方」の具体化や指揮統制・通信装備などの効率的な整備を目的として、陸自が特定の部隊をもって行う実験

換などを行っている。こうした活動を通じて、研究機関や企業からも、優れた技術を幅広く導入することを目指している。

VOICE

解説

Q&A

COLUMN

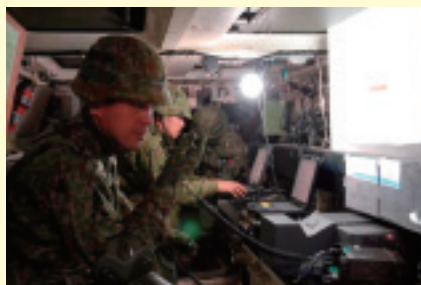
C4ISR 部隊実験について

陸上自衛隊は、情報RMA※1を推進するために必要不可欠な機能であるC4ISR※2の先進化に取り組んでいる。

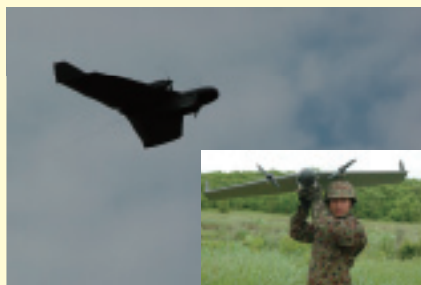
その一環として、平成19年度から陸自研究本部および北部方面隊(第2師団)を担当としたC4ISR部隊実験を実施している。本実験は、既存の指揮統制や情報通信に用いる装備(C4ISR装備)に加え、研究開発中の装備品や民生品を活用して最新の情報通信技術を取り込みつつ、将来に向けた新たな「戦い方」を創造するとともに、C4ISR装備の効率的な整備の方策を考察することを目的としている。

このため、シミュレーションを活用した指揮所演習や、隊員による実際の運用により、本格的な侵略事態、ゲリラや特殊部隊による攻撃などの各種事態における戦い方を検証している。これまでの成果として、末端部隊に至るまでの情報共有能力の向上、火力効果の向上、命令伝達時間の短縮などの方策を確認するとともに、師団・旅団の指揮通信などに用いる師団等指揮システムなどのC4ISR装備の機能改善に寄与している。

このように、本実験は、世界的な情報通信技術の革新的変化に対応し、陸自の先進化を効果的・効率的に推進させる試みであり、実効性ある陸上防衛力を整備してますます広域・複合化する将来の戦いに勝利するための取組でもある。



師団等指揮システムを活用した指揮所活動



近距離用UAVによる情報収集活動

- ※1 RMA : Revolution in Military Affairs (先進技術を軍事システムに導入することによる技術先導型の軍事革命)
- ※2 C4ISR : 指揮 (Command)、統制 (Control)、通信 (Communication)、コンピューター (Computer)、情報 (Intelligence)、監視 (Surveillance)、偵察 (Reconnaissance)